

令和7年度 第10回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第10回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和8年1月23日(金曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員数
- | | |
|------|-----------------|
| 農業委員 | 11名(五味恵美子委員 欠席) |
| 会 長 | 12番 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 2番 岩波 眞喜雄 |
| 会長代理 | 5番 矢崎 勝美 |
| | 1番 藤森 正一 |
| | 3番 湯澤 広充 |
| | 4番 田中 政文 |
| | 6番 飯田 吉三 |
| | 7番 濱 幸彦 |
| | 8番 宮坂 誠一 |
| | 9番 溝口 喜視 |
| | 11番 藤森 紀保 |
- 農地利用最適化推進委員 9名(小松弘明委員 欠席)
- | | |
|--|-------|
| | 河西 正裕 |
| | 小泉 辰也 |
| | 伊藤 賢次 |
| | 藤森 芳樹 |
| | 金子 善行 |
| | 矢崎 俊実 |
| | 矢澤 博司 |
| | 原 孝志 |
| | 林 隆史 |
- 4 農業委員会事務局
- | | |
|----------|-------|
| 局 長 | 雨宮 寛之 |
| 次 長 | 菊池 卓也 |
| 主 任 | 荒牧 幸治 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- | | |
|--|-----------|
| | 11番 藤森 紀保 |
| | 1番 藤森 正一 |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告	
事務局 雨宮寛之 局長	みなさん、こんにちは。 これより令和7年度第10回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日、農業委員の10番五味委員が欠席です。12名中11名が出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 また、本日、農地利用最適化推進委員の小松委員が欠席です。出席委員は9名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 雨宮寛之 局長	議事録署名委員を指名いたします。 諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に11番の藤森紀保委員、1番の藤森正一委員を指名します。 それでは以後の進行は会長にお願いします。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	みなさん、今年もどうぞよろしくお願ひします。ちょうど任期も今年を含めて1年と5カ月となり半分を折り返したところです。今週は寒い日が続いています。毎日、御神渡りの観測も行われており、500年以上続いているということです。今月は案件が3件ということで少ないですが、慎重審議をお願いします。 それでは1月の総会をただいまより開催します。 1ページ、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について、No.39上川二丁目の件、説明をお願いします。

○議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について	
8番 宮坂誠一 委員	(No.39) 所在が上川二丁目〇〇番の〇から〇です。台帳は田、現況も田です。ここはひとつの田んぼが〇筆に分かれていまして、合計〇〇㎡です。相続の関係で4名の方で分筆されています。一筆は進入路として共有名義です。 〔場所の説明〕。申請目的は2階建て長屋住宅〇棟の建築。建築面積が〇〇㎡。駐車場は〇台を予定しています。 譲渡人は〇〇の〇〇さん、〇〇市の〇〇さん、〇〇の〇〇さん、〇〇市の〇〇さんです。みなさん高齢の方です。相続により取得した土地ですが高齢のため、手放したいという理由です。譲受人は〇〇在住の〇〇さんです。 契約内容は売買で〇〇円です。譲受人は工務店を営んでいるそうです。諏訪での仕事が多く通う中で、申請地で長屋住宅を建築する計画がまとまったようです。 西側は住宅、北側は畑、東側は水路です。北、東側にL型擁壁を設置し、雨水等の流出を防止します。下水は公共下水道に接続します。 〔資金調達計画の確認〕。内訳は土地購入費が〇〇円、建築費が〇〇円、上下水などが〇〇円、その他費用が〇〇円で、合計で〇〇円です。 小和田牧野農業協同組合の同意書が添付されています。 以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。 私の方からですが、進入路の名義はどうなっていますか。
8番 宮坂誠一 委員	3名の共有名義になっています。
小泉幸善 会長	その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)

	<p>全員賛成です。</p> <p>続きまして2ページ、農地法第5条の規定による許可申請について、No.40中洲の件、説明をお願いします。</p>
5番 矢崎勝美 委員	<p>(No.40)</p> <p>所在が中洲字前田、〇〇番〇。地目、現況共に田です。面積は〇〇㎡です。この土地を売買により〇〇さん(法人)が宅地造成をして売却をしたいということで申請がありました。譲渡人は〇〇の〇〇さんで相続により取得した土地です。現在は兄が耕作しているという状況でした。</p> <p>以前より売却の希望があり、話が進んだようです。</p> <p>〔場所の説明〕。ほとんどの土地が農地から宅地が変わってきている状況です。この場所についても南側、西側、北側が田んぼの優良農地でしたが、今回売買により宅地にしたいということです。水路等は区長との協議により確認書が提出されています。暗渠排水については近隣者との協議がされており、問題ないものと思われます。</p> <p>面積が〇〇㎡と広い区画で1区画の計画だったため、事業者を確認しましたが譲受人は1区画での売却に自信があるとの話でした。私の方でも今後の状況は確認するという事で念押しをしています。</p> <p>〔資金調達計画の確認〕。</p> <p>以上です。ご審議をよろしくをお願いします。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>また私からですが、もしこの場所が2区画、3区画で販売するとなった場合は計画変更が必要になるということですか。</p>
事務局 雨宮寛之 局長	<p>計画変更が必要になります。</p>
小泉幸善 会長	<p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員賛成です。</p> <p>続きまして3ページ、農地法第5条の規定による許可申請について、No.41中洲の件、説明をお願いします。</p>
推進委員 原孝志 委員	<p>(No.41)</p> <p>所在は大字中洲、字町田、〇〇番。地目は台帳が田、現況は畑です。面積は〇〇㎡です。〔場所の説明〕。</p> <p>周辺の状況は北側が田、南側は市道、西側は畑、東側は貸付人所有の畑です。申請目的は使用貸借による借受人の住居建築で、平屋1棟です。</p> <p>貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇市の〇〇さんで、貸付人の息子です。申請理由は借受人は両親の面倒をみるため、近所に家を建てたい。貸付人は年齢により耕作困難となっており、息子の要望に応じたい、というものです。</p> <p>資金計画は建物建築などあわせて〇〇円。〔資金調達計画の確認〕。</p> <p>下金子区長および隣接地所有者には説明済み。下金子区長への説明となっていますが、福島区との隣接地であり、両親が福島区民のため、福島区に入区されるのではないかと思います。また埋蔵文化財の届出が提出されています。</p> <p>被害防除措置は、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続。西側の畑との境にL型擁壁を設置。北側は既設の擁壁を使用します。</p> <p>以上、ご審議をよろしくをお願いします。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員賛成です。</p> <p>続きまして4ページの報告事項をお願いします。</p>

○報告第4号 農地法第5条の規定による一時転用許可の事業完了による農地復元について

事務局 菊池卓也 次長	<p>報告第4号 農地法5条の規定による一時転用許可の事業完了による農地復元について、ご報告致します。</p> <p>資料は4ページです。こちらは令和6年7月の総会の一時転用審議事案です。</p> <p>所在は大字四賀、字境大縄通。地番は〇〇番〇。面積は〇〇㎡です。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇市の〇〇さん(法人)です。</p> <p>〔場所の説明〕。倉庫建設のための工事車両、従業員駐車場として一時転用許可が取得されました。許可期間は令和6年8月15日から令和8年1月15日までの1年5カ月の申請となっていました。今回事業が完了したということで、令和7年12月13日付で農地復元の報告書が提出されております。事務局で12月25日に現地を確認し、現況復旧されていることを確認し、農地台帳へ再度掲載を行いました。</p> <p>以上、ご報告させていただきます。</p>
----------------	---

○報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>続きまして私から報告させていただきます。</p> <p>こちらは10月の総会で承認いただいたもので、中間管理機構を利用した利用権の設定について認可をしたため通知させていただきます。</p> <p>〔場所の説明〕。地番が豊田下澤〇〇、〇〇です。利用権を設定する人は〇〇さん、設定を受ける人が〇〇さんと〇〇さんです。こちらは使用貸借権で令和8年1月1日より5年の期間で認可しましたのでご報告させていただきます。</p>
小泉幸善 会長	<p>以上を持ちまして今月の審議、報告は終了になります。</p>